習志野市教育委員会会議録(平成30年第9回定例会)

1 期 日 平成30年9月26日(水) 市庁舎3階大会議室 開会時刻 午後1時30分 閉会時刻 午後3時01分 2 出席委員 員 梓 澤 キヨ子 委 長 委 員 古 本 敬明 委 員 貞 廣 斎 子 委 員 赤澤 智津子 委 員 植松 榮 人 学校教育部長 櫻井 3 出席職員 健 之 生涯学習部長 斉 藤 勝 雄 学校教育部参事 澤 由香 小 学校教育部 • 生涯学習部技監 遠藤 良 官 学校教育部次長 天 田 正 弘 生涯学習部次長 畄 村 みゆき 学校教育部副参事 平 小 修 学校教育部副参事 馬 雄 府 学校教育部副技監 江 口 雄 生涯学習部副参事 奥井 和 良 教育総務課長 Ξ 角 寿 人 指導課長 治 荒 井 英 学校給食センター所長 星 昌 幸 総合教育センター所長 木 下 恵 初 生涯スポーツ課長 柴 野 文 明 青少年センター所長 渡辺 雅 和 菊田公民館長 之 寄主 義 大久保図書館長 岡野 重 吾 学校教育部主幹 貴 弘 村 山 学校教育部主幹 田中 憲一郎 学校教育部主幹 大河内 俊彦 学校教育部主幹 小野寺 良夫 洋 介 学校教育部主幹 齊 藤 学校教育部主幹 青 野 孝幸 学校教育部主幹 木 村 千桂子 生涯学習部主幹 藤原 友 哉 生涯学習部主幹 中 村 裕美 学校教育課主任管理主事 本 間 千佳子

4 議題

第1 前回会議録の承認

第2 報告事項

- (1) 臨時代理の報告について(平成29年度教育費決算について)
- (2) 第2回習志野市学校施設再生計画(第2期計画)検討専門委員会について
- (3) 習志野市いじめ問題対策連絡協議会委員について

第3 議決事項

議案第29号 指定管理者の指定について(習志野市スポーツ9施設)

議案第30号 平成30年度教育費予算案(12月補正)について

議案第31号 習志野市学校給食食物アレルギー対応基本方針の策定について

議案第32号 平成31(2019)年度~2021年度特別支援学級・通級指導教室整備計画(改訂版)の策定について

議案第33号 公文書公開請求に係る審査請求について

第4 協議事項

協議第1号 次回教育委員会定例会の期日について 平成30年10月24日(水)午後1時30分

第5 その他

小中学校へのエアコン設置について

5 会議内容

梓澤委員長が

平成30年習志野市教育委員会第9回定例会の開会を宣言

梓澤委員長が

「議案第33号 公文書公開請求に係る審査請求について」を取り下げることについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

梓澤委員長が

会議規則第15条の規定により、報告事項(3)及び議案第29号、第30号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

梓澤委員長が

非公開部分の会議録について、議案第29号及び第30号は、議案が市長から市議会へ提案された後に、公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

梓澤委員長が

本日の日程について、非公開の議題を公開の議題の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

梓澤委員長が

平成30年第8回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

報告事項(1) 臨時代理の報告について(平成29年度教育費決算について) (教育総務課)

三角教育総務課長

報告事項(1)「臨時代理の報告について(平成29年度教育費決算について)」、説明する。

決算については、議会の認定に付すべきものであることから、教育委員会会議に諮ることとなる。しかしながら、監査委員の決算審査意見書の提出後に、教育委員会会議を招集する暇がなかったことから、習志野市教育委員会行政組織規則第4条第1項の規定に基づき、9月3日に教育長による臨時代理をし、同条第3項の規定により、今回の教育委員会会議にて臨時代理の報告をするものである。

まず、平成29年度の教育費の歳入決算額は、最終予算現額18億7千151万円に対して、調 定額16億5千520万8千443円、収入済額16億3千215万5千796円、不納欠損額5万8千 800円、収入未済額2千299万3千847円で、収入率98.6%であった。

歳入に係る各目別の決算状況は資料1ページに記載しているが、主な内容は、11款 分担金 及び負担金は、教育費負担金で、千葉県立習志野特別支援学校の運営に係る負担金、12款 使用料及び手数料は教育使用料で、幼稚園保育料、習志野高等学校生徒にかかる授業料で ある。この他、7公民館の利用に係る公民館使用料など、また、教育手数料で、習志野高校入 学にかかる入学手数料、入学検査料などの高等学校手数料である。13款 国庫支出金は、教 育費国庫負担金で、第二中学校体育館改築事業に係る国庫負担金、また、教育費国庫補助金 で、袖ケ浦西、東習志野、屋敷小学校の大規模改修工事に係る交付金、第二中学校体育館改 築事業、第一、第四中学校の大規模改修工事に係る交付金、市立幼稚園での一時預かり事業 に係る子ども・子育て支援交付金などである。14款 県支出金のうち、教育費県補助金は、市 立幼稚園での一時預かり事業に対する補助金、東日本大震災の被災幼児・児童・生徒の学用 品費や給食費等に対する交付金、教育費委託金は、第七中学校、秋津、香澄小学校が教育推 進校として、オリンピック・パラリンピックに関する事業を行った経費に対する委託金などである。 15款 財産収入は、物品売払収入で、市史刊行物及び習志野かるたの売払収入である。19款 諸収入は、学校給食事業収入で、幼稚園9園、8万9千461食、小学校16校、168万1千494 食、習志野特別支援学校、1万1千621食、中学校7校、78万6千207食、その他にかかる収 入の他、市立幼稚園における預かり保育料収入、秋津サッカー場のネーミングライツ料、藤崎2 丁目に所在する不三戸貝塚において開発事業に伴い実施した埋蔵文化財発掘調査に係る経 費の委託金などである。歳入の内訳のうち、収入未済額2千299万3千847円の内訳は、12 款 使用料及び手数料で83万7千20円、これは、使用料で26件の幼稚園保育料となっている。 また、19款 諸収入で2千215万6千827円、これは、907件の学校給食事業収入であり、13 件の預かり保育料収入も含まれている。

次に、教育費の歳出決算額であるが、最終予算現額95億2千6万443円に対し、支出済額78億5千242万3千546円、翌年度繰越額12億8千621万100円、不用額3億8千142万6千797円で、執行率は82.5%であった。なお、一般会計の歳出決算額571億8千214万3千80円のうち、教育費が占める割合は、13.7%となっている。歳出に係わる各目別の決算状況は、資料3ページに記載しているので見ていただきたい。翌年度繰越額12億8千621万100円の内訳は、継続費の逓次繰越によるものとして、中学校費における「第二中学校体育館改築事業」、社会教育費における「習志野文化ホール大規模改修事業」、繰越明許費として、「小学校大規模改造事業」、「中学校大規模改造事業」、「中学校大規模改造事業」である。

次に、不用額の主なものについて説明するが、小学校費で1億1千64万9千570円、中学校費で1億3千642万3千537円、保健体育費で5千716万1千129円などであり、この主な要因については、小学校費では資料13ページの45番「小学校大規模改造事業」、46番「谷津小学校校舎改築事業」での契約差金などによるものである。また、中学校費では、57番「中学校大規模改造事業」における契約差金などによるものである。保健体育費では、資料16ページの121番「スポーツ振興協会運営費補助事業」におけるスポーツ振興協会運営費補助金について、人件費の支出が予定よりも少なくなったことによる減、127番「給食センター賄材料費」及び131番「単独校給食賄材料費」においてインフルエンザの流行により、予定給食数を下回ったことなどによる賄材料費の減により、不用額が発生したものである。

次に、こちらは資料3ページに記載の、歳出の各項別の決算状況をグラフで表したものである。 構成比はグラフのとおりである。

続いて、資料4ページは東日本大震災に伴い、平成29年度に行った災害復旧事業等であるが、平成29年度災害復旧等に要した経費は、総額33万1千308円となっている。

続いて、資料5ページから10ページの平成29年度習志野市教育行政方針に基づいて具体的 に取り組んだ施策及び事業等のうち、主なものについて説明する。基本方針1「生きる力の基礎 を育む幼児教育の向上」、(1)社会の変化に対応した幼児教育の推進として、市立幼稚園の5 才児を対象に鹿野山少年自然の家において1泊の宿泊保育を実施した。基本方針2「子育て・ 子育ち支援の充実」、(2)多様なニーズに対応した子育て支援の推進として、親と子、親同士、 子ども達のふれあいを通して、仲間意識の高揚や健全育成への支援をする場の提供として、 「子育てふれあい広場」を実施した。基本方針3「信頼を築く習志野教育の進展」、(1)いじめ・不 登校の未然防止、解消に向けた取り組みの進展として、「いじめ問題対策連絡協議会」及び「い じめ問題対策委員会」において、関係者が連携して、本市のいじめ問題対策について協議した。 (2)特別支援教育の一層の充実に向けた取り組みの進展として、障がいのある児童・生徒及び 周りの児童・生徒の安全確保や学習上のサポートをする支援員を配置した。また、谷津、屋敷、 秋津小学校の自閉症・情緒障がい特別支援学級の平成30年度の開設に向けた、備品等の整 備を行った。基本方針4「子どもの生きる力を育む教育の充実」、(3)健やかな体を育む教育の 推進として、小・中学校のスポーツ・文化に関わる全国、関東大会出場のための奨励金を41件 支給した。基本方針5「子どもを未来へつなげる教育の展開」、(1)「思考力、判断力、表現力」を 伸ばす教育の展開 として、市内小中学校23校に学校司書8人を配置するなど、読書教育の 推進を図った。また、学力向上推進委員会において、学力調査結果の分析を行い、指導上の課 題を把握するとともに、授業改善や指導方法の工夫・改善を行い、児童生徒の学力向上を図っ た。(2)国際化社会を生きる資質・能力を培う教育の展開については、市内小中学校に8名の 英語指導助手を配置及び派遣し、英語教育と国際理解教育の充実を図った。基本方針6「魅力 ある市立高校づくり」、(1)多様な高校教育の一層の充実として、授業環境整備など、生徒の学 習指導や部活動指導等を行いやすい環境を整え、個々の生徒の目的を達成させる指導を行っ た。基本方針7「社会教育の充実」、(1)学習機会の充実として、公民館の事業では、各種講座 等の開設をはじめ、地域行事及び社会教育関係団体による活動の支援など、生涯学習活動の 場を提供した。図書館の事業では、図書1万7千51冊、視覚障がい者用録音資料68本を購入 するなど、図書の充実を図った。基本方針8「文化財の保存と活用」、(1)文化財の保存として、 不三戸貝塚などにおける開発事業計画に伴い、埋蔵文化財保護を目的とした調査を実施した。 基本方針9「芸術文化の振興」、(1)芸術・文化活動の振興として、本市の芸術活動の充実、発 展を図るため、関係団体の指導育成及び活動を支援した。基本方針10「生涯にわたって親しむ スポーツ活動の推進」、(1)「する・みる・支える」スポーツの推進として、市内16小学校区それ ぞれにおいて、スポーツ及びレクリエーションを通じたコミュニティ活動の推進を図った。基本方 針11「青少年健全育成の推進」、(3)家庭や地域の青少年教育力の充実として、青少年の健や かな成長と家庭教育への支援を図るとともに、関係機関との綿密な連携により、青少年にとって 有害な環境の浄化活動を推進し問題行動の防止に努めた。基本方針12「家庭教育力の充実」、 (2)家庭教育相談の充実として、PTA家庭教育学級の実施や「学校便り」等の情報発信のほか、 「早寝・早起き・朝ごはん」運動を推進し、家庭の協力を得ながら基本的な生活習慣を確立する とともに、保護者と一体となって家庭学習の充実を図った。基本方針13「地域に開かれた学校 づくり」、(1)積極的な情報公開と意見交換の充実として、学校評議員及び学校運営協議会を設 置して、学校運営に関し、保護者や地域住民等の意向を把握・反映させるとともに、校長の学校 経営、学校運営を側面から援助、支援することにより、「地域の風がいきかう学校づくり」を推進 した。基本方針14「地域ぐるみで子どもを見守る仕組みづくり」、(1)地域住民との協同による防 犯・補導活動の推進として、子ども110番の家を設置するなど、各関係機関や地域と連携・協力 し、地域ぐるみで青少年の非行防止と健全育成のための啓発活動を実施した。基本方針15「安 全で潤いのある学校環境の整備」、(2)小中学校の教育環境の整備として、東習志野小学校、 袖ケ浦西小学校及び第四中学校の一部の改修工事、屋敷小学校及び第一中学校のトイレ改 修工事を行った。また、藤崎小学校、向山小学校及び第六中学校のトイレ改修のための設計を 行った。第二中学校体育館については、全面改築工事を実施し、新体育館が完成し、旧体育館 の解体工事に着手している。(3)市立高校の教育環境の整備として、習志野高校第二体育館 の非構造部材等改修工事等を実施した。基本方針16「持続可能な社会教育施設の整備」、 (1)様々な手法による社会教育施設の整備として、大久保地区公共施設再生事業について、資 産管理室と連携を密にし、事業の推進にあたった。基本方針17「健康・体力を育むスポーツ施 設の整備」、(1)「支える」スポーツの推進として、学校体育施設を市民の運動の場として提供す るため、学校開放管理指導員を配置し、市内16小学校の体育館・校庭を土曜日・日曜日・休日 の午前午後一般開放するとともに、土曜夜間の体育館開放を実施した。基本方針18「教育行政 の効率的・効果的展開」、(1)教育委員会の活性化として、「教育に関する事務の管理及び執行 状況に関する点検及び評価」を行い、結果を公表した。

以上で、平成29年度教育費決算の報告を終了する。なお、平成29年度教育費決算は、市長より、9月13日に「平成29年度習志野市一般会計決算認定」について、議案として議会に提出され、10月に開催予定の一般会計決算特別委員会での審議の上、12月に開催される習志野市議会第4回定例会において、採決されるものであることを申し添える、と概要を説明

古本委員

毎年聞いているが、給食費の未納の問題について、質問する。今年度から教育委員会では回収しなくなったのか、と質問

三角教育総務課長

以前は学校で徴収していたが、教育委員会で取り扱うようになった、と回答

古本委員

学校で集めなくなったことによって、回収率は良くなったのか、悪くなったのか。また、今回は約900件の未納があるということだが、これらの回収の見込みや何か対策を考えているのか、と質問

田中学校教育部主幹

昨年度から、保護者に対して口座振替を中心に回収を行っている。口座引き落としが出来ないことや経済的な事情等があったのか、若干収納率が悪くなっている。振替ができなかった場合は、教育委員会から振込用紙を送付して、児童を通さずに支払ってもらっている。この未収対応は、過年度分もあるが、現年度分や昨年度分など未納期間が短い方について、しっかりと督促を行うことや臨戸訪問をすることを考えている、と回答

古本委員

制度に問題があるのかもしれないが、平等であるためにも、回収率を上げる努力をしてほしい、 と要望

田中学校教育部主幹 そのように努めて行く、と回答

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(1)は了承された。

報告事項(2) 第2回習志野市学校施設再生計画(第2期計画)検討専門委員会について (教育総務課)

村山学校教育部主幹

報告事項(2)「第2回習志野市学校施設再生計画(第2期計画)検討専門委員会について」、報告する。平成30年7月の定例教育委員会会議では第1回の検討専門委員会について説明したが、第2回習志野市学校施設再生計画(第2期計画)検討専門委員会が平成30年8月20日に開催されたので、その主な意見等について、説明をする。

まずは、報告事項として「習志野市の学校施設等の状況及び教育ビジョン」について、委員の皆様に説明した。「豊かな人間性と優れた創造性を育む習志野の人づくり」を基本目標とし、その目標に向けた取り組みへのキーワードとして、「情熱あふれる教育」、「夢のある学び」、「地域との連携」を掲げ、様々な取り組みを行っていることを説明し、意見等をいただいた。

主なものを述べると、質問としては、ICTに関して、直ちにハードに係わる部分がある、といった中で、タブレット端末の整備に関して、教室のWi-Fiの設置がどれくらいなのかとの質問をいただいている。これに対して、「現在、タブレット端末については、中学校に11台ずつ導入しており、今後も計画的に整備していきたい」という旨の回答をしている。また、意見等としては、「教育ビジョンとして掲げていることが、ハード整備に対して、実際にどれくらいの影響があるのか考える必要がある」との意見や「学校の改修計画は、単に老朽化のみから議論されるべきではなく、どのような教育ビジョンを将来的に持っていくのか、それがハードの部分にどう関わるかということを出していくことが重要である」といった意見が出された。その他にも配布した資料に記載されている意見が出ている。

「習志野市における学校施設再生のあり方」については、「学校施設の役割」、「基本的な考え方」、「市の取り組みにおける学校施設再生計画の位置づけと必要性」、「計画期間」、「学校の適正規模及び適正配置の推進」、「学校施設整備水準の検討」等について、意見を伺った。主なものを述べると、質問としては、適正規模及び整備水準についての質問やエアコン設置に関する質問、第2期計画における事業費に関する質問をいただいた。適正規模については、現在、

本市では、大規模校がある一方で、生徒数が少ない地域が発生している。大規模校の解消については、「地域の説明会の中で、学区の見直し、高学年の分離など、様々な提案をし、検討した中で現在の状況となっており、学区の見直し等該当される方については、様々な感情等があり、なかなか適正規模・適正配置の方針についての検討が進まなかったという状況にある」という旨の回答をした。今後、本市における学校の適正規模・適正配置については、児童・生徒数の推計等を注視し、検討委員会等を設置するなど、慎重に検討を行っていく必要があると考えている。また、「第1期計画の事業費については、計画当初よりも人件費等の高騰、国の補助金の関係等を含め、当初の計画どおりに進めることができなかったところもあり、第2期計画では可能な限り、事業費の乖離が発生しないような形で進めていきたいと考えている」とも答えた。

次に、主な意見としては、学校施設に関しては「地域の災害対策の拠点であるが、地域の方々の考えがあり、きちんと話し合いをしていく必要がある。」との意見や適正規模・適正配置については、「市として、例えば12~18学級を標準と決め、複式学級が見込まれるのであれば、学校統廃合の検討をスタートするというように、市としてどうするのかというルールを先に決めた方が良い」という意見や「今後、適正規模・適正配置の方針について、どのように検討を進めていく方針なのかについて検討してほしい」との意見があった。その他にも記載のとおりの意見が出されている。

最後となるが、この検討専門委員会から提言を受けた中で、教育委員会として、第2期の学校施設再生計画を策定していく。策定にあたっては、この教育委員会会議においても、今後、協議し、最終的には議決をいただいて、来年度中に計画として決定したいと考えている、と概要を説明

古本委員

今いくつか、質問に対する回答は説明してもらったが、資料には委員からの質問が書かれているが、回答は書かれていないので、できれば資料に入れてほしい。そうでなければ、ただ「委員からこのような意見があった」という報告を受けるだけになってしまう。意見に対して、「市はこうしていきたい」、「現状はこうである」等の説明を、次回からぜひ資料に入れてほしい、と要望

村山学校教育部主幹

質問について、報告の中でいくつか回答したが、その他についてわかる範囲で説明する。まず、「谷津南小学校や第一中学校の推計値については、右肩上がりで伸びているが、本当に生徒数はこのまま伸びて行くのか」という質問については、現在、住民基本台帳人口を基に学校推計を作成しているところである。谷津南小学校は、谷津・奏の杜の一部の街区でバス通学を行っており、バス通学の生徒が増える中で、児童数が増えて行く見込みである。第一中学校でも同様に、谷津・奏の杜地区の人口増に基づき、生徒数が伸びていく見込みである。続いて、ハード面に関することとして、「ユニバーサルデザインへの対応、タブレット端末や外国語教育の教室整備等について影響はあるのか」という質問については、学校の整備について、どのような基準に基づくかによって、学校の規模等も変わってくると思う。学校の整備水準については、現在定めていないことから、今後方針を定めていきたいと考えている。学校施設再生のあり方については、先ほど説明したとおりであるが、適正規模・適正配置については、今後将来の児童推計を見据えた中で検討していきたいと考えている。以上が、質問に対する答えの概略の説明である。第3回以降の報告をする際には、出た意見等に対する回答等を記載し、資料として提出する、と回答

貞廣委員

学校の適正規模・適正配置の問題は、少子化が進む中で、どこの基礎自治体も抱える問題であると思うが、この点に関わって、重要視して欲しいことがある。先ほどから人口推計の話がたくさん挙がっているが、学校の在り方は、決して数合わせではなく、将来的に習志野市の子どもたちにどのような力をつけさせたいか、そのためには、どのような教育方法が必要かという教育の論理やビジョンから積み上げる必要がある。新しい学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」を重視しており、全ての子どもたちをアクティブラーナーにして、新しい価値をみんなと一緒に創造していくような教育を求めている。それは、私たちが教育を受けてきたように、一人の先生が教壇に立って、40人の子どもに40分間ずっと話をしているような授業を想定していない。そのため、まず何よりも、教育ビジョンについて専門的な知見から練り上げることから始めるよう、強く意識してもらいたいと思う、と要望

櫻井学校教育部長

現在、第2期計画を策定している段階であるが、最終的には先ほど説明があったように、教育委員会会議の場で承認をいただく。検討専門委員会からは、提言書をいただくこととなっており、それを計画に反映していくが、その時に、教育委員会会議で議決を経て策定という形になるので、その時にまた各教育委員から色々な意見がいただければありがたい、と発言

貞廣委員

こうした検討委員会の進め方の中で、情報には非対称性があると思う。教育委員会事務局が たくさん情報を持っている一方、検討専門委員の方は、専門性はあっても情報が少ない。そうな ると、事務局が検討委員会にどのような資料を重点的に出していくかということが、議論の在り 様を左右すると思う。例えば、人口動態の資料に大変大きな軸足を置いて、資料を用意すると、 そうした数の議論のみに拘泥することになる。習志野の子どもをどのように育てたいかについて 議論できるような議題の在り様や資料の提示の仕方、資料の厚みの持たせ方などを事務局で 意識してほしい、と要望

村山学校教育部主幹

資料の作り方について検討し、今後の議論に活かしていく、と回答

梓澤委員長

重要な案件であるため、これからも詳しい報告をしてほしい、と要望

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(2)は了承された。

議案第31号 習志野市学校給食食物アレルギー対応基本方針の策定について

(学校教育課)

天田学校教育部次長

「習志野市学校給食食物アレルギー対応基本方針」の策定について、提案する。本方針において6点を明記した。なお、この基本方針では、幼稚園を入れて作成している。

まず、初めに、学校給食はすべての園児・児童・生徒にとって安全に、かつ、楽しんで過ごすこ

とが重要であることを念頭に置き、食物アレルギーのある園児・児童・生徒に対しても給食を提供することを確認した。提供する際には、安全性を最優先にし、アレルギーの程度による対応ではなく、「原因食物を提供するか、しないか」を原則とした。

2点目は、食物アレルギーの対応を確実に実施するため、各幼稚園・学校内に「食物アレルギー対応委員会」の設置を義務づけ、アレルギーで除去食が必要な園児・児童・生徒の食物アレルギーに関する情報を集約し、校長・園長等を責任者とした組織的な対応ができるようにした。

3点目は、医師の診断が記載された、アレルギー疾患用の学校生活管理指導表の提出を必須とすることを明記した。これにより、アレルギー対応が必要な園児・児童・生徒の把握が、より確実にできることとなっている。

4点目は、安全性の確保と事故防止の観点から、完全除去食対応とし、献立作成から調理作業、調理後、配膳までのあらゆる工程において、原因食物の混入や取り間違えが起きないようにし、適切な管理がなされるよう定めた。

5点目は、食物アレルギーによる事故が発生した場合の緊急時対応について、日頃から緊急 時体制を整備し、緊急時に備えた校内実践訓練を年1回以上実施することとした。

6点目は、教育委員会の役割として、各幼稚園・学校に対して「食物アレルギー対応の基本方針」を示し、各幼稚園・学校のアレルギー対応の取り組みを支援することとした、と概要を説明

赤澤委員

学校給食のアレルギー対応の現状は、どのようになっているのか、と質問

田中学校教育部主幹

現在のアレルギー対応であるが、自らの調理場で給食を作っている「自校式」の学校については、除去食対応を行っている。学校給食センターについては、施設的にアレルギー対応の食事が作れないため、アレルギー食品名を明記した詳細な献立表を保護者に配布し、食べられない物質や食品がある場合は、その代わりとして保護者の方でお弁当を用意してもらうこととなっている、と回答

赤澤委員

現状も対応はしているが、色々な背景の中で方針を定めるに至ったということか、と質問

田中学校教育部主幹

平成31年4月から新給食センターが稼働する。それに伴い、アレルギー対応食専門調理室も稼働するため、全校に対してアレルギー対応食を提供できるようになる。現在まで、自校で栄養教諭や養護教諭が努力してアレルギー対応食を提供してきたが、各学校の実態もある中で、市として統一した基準・方針で、アレルギー対応食を安全に提供していくため、今回の方針の策定に至った、と回答

古本委員

策定については、アレルギー対応への意気込みが伝わってきて良いと思う。今回、アレルギー 対応となる食品は何か、と質問

田中学校教育部主幹

新給食センターでは、卵と牛乳・乳製品の2品目が除去食の対象である、と回答

古本委員

非常に細かいことだが、事故が起きては大変であるため、徹底してほしい。できれば、除去する品目のバリエーションも増やせればと思う。安全を守るよう、お願いしたい、と要望

田中学校教育部主幹

栄養士、養護教諭との定例的な会議や事業者とも協議などを行いながら、形作っていく、と回答

貞廣委員

2つ質問がある。完全除去食になることは、安全性の確保の面で良いと思うが、おそらく保護者の中には完全除去ということで、「今まで丁寧に対応してもらっていたことがしてもらえなくなる」と思われる方もいると思うので、保護者の意見をあらかじめ聞いたり、しっかりと説明したりしているかという確認が1点目である。2点目は、アレルギーのある子どもを持つ者からすると、卵と牛乳だけ除去されても困ってしまう。米、小麦、ごま、落花生、ピーナッツが駄目だとか、小麦が駄目なら醤油や出汁も駄目なので、食べられない物がたくさんある。完全除去をした上で、保護者に献立表の成分表などを配布し、食べられない物があれば抜いていくと、食べられる物は1品目か2品目くらいしかないと思うが、このような対応は継続して行っていくということでよいか、と質問

田中学校教育部主幹

アレルギー対応基本方針案の1(5)に「保護者との連携」という項目がある。ここで、提供するか否かの二者択一の対応になることによって、保護者にはその品目に係る代替になる食べ物を弁当として自宅から持ってきてもらう。先ほどの委員の意見のとおり、献立表の中で「この部分は食べられない」ということであれば、それに代わるものを持ってきてもらうことは可能である、と回答

貞廣委員

整理すると、卵と牛乳に関しては二者択一で決めてもらい、その他の食品については、提供してもらうかどうかを各々の保護者から要望し、完全に除去してもらって代替食として弁当になるということでよいか、と質問

田中学校教育部主幹

そうである、と回答

貞廣委員

いずれにしても、安全性という面で学校側にも緊張が求められると思うため、ぜひ事故のないように校内研修や食物アレルギー対応委員会の中で細やかな対応、継続的な対応をお願いしたい、と要望

田中学校教育部主幹

アレルギーの状況は、成長に伴って変わるものである。保護者の方にも負担をかけるが、毎年 医師に診断してもらい、個別面談を行い、そこからアレルギー対応食の提供を始める。一度、診 断を出してもらうだけでなく、毎年協議を行っていく。また、栄養教諭とアレルギーに関して、保護者との密な連絡を取り合うことを考えている。詳細については、現在も行っているが、栄養士・養護教諭と協議していく、と回答

貞廣委員

もう1点ある。不幸な死亡事故の事例等を見ると、アナフィラキシーショックが起きた時に、「エピペンを打つのに時間がかかった、若干ためらってしまった」ということが大きな事故に繋がっていることがわかった。エピペンを打っても体に悪いことはないので、ためらわず、とにかく打つことを研修等でさらに徹底してほしい、と要望

田中学校教育部主幹

エピペンについては、もちろん学校で把握するともに、教育委員会でも学校で何名の児童が持ってきているのか等を把握している。また、ほぼ23校で研修会等を年度始めに1回、全職員の職員会議の前後に実施しており、その中でエピペンを打つ練習を行っている、と回答

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第31号は全員賛成で原案どおり可決 された。

議案第32号 平成31(2019)年度~2021年度特別支援学級·通級指導教室整備計画(改訂版)の策定について (指導課)

荒井指導課長

まず、整備計画の変更について説明する前に、今回の急な変更の大きな原因となった委託通級について、説明する。委託通級とは、「在籍が特別支援学級としながら、週の大半の時間を在籍していない他の学校等の通常学級で教育を受けている状況」である。図のように、A校の通常学級に生活しているこどもが、他の学区のB校の特別支援学級に学籍を異動して、場合にもよるが、週に1回程度の特別な支援を受けに行くことを、「委託通級」と呼んでいる。委託通級に関しては、学籍の異動が必要である。

習志野市では、昭和49年から委託通級のための「通級指導教室的な形態をとる特別支援学級」を設置しており、約20年間に渡り、委託通級は認められていた。しかし、平成5年に文部科学省が、通級による指導を制度化することと発表し、市教育委員会としても委託通級を是正していくこととなり、平成6年に向山小学校に、学籍の異動がない「通級指導教室」を開設して、委託通級の解消を図り始めた。そのため、その後、新規の「学級」を開設した時には、本市では委託方式をとっていない。しかし、一度認められていた委託方式で学ぶことについては、特に、自校に特別支援学級のない保護者や地域から求めがあり、一部継続をしていた。平成19年頃、特殊教育から特別支援教育へ転換された。その頃から、特別な支援を要する児童生徒が非常に増加傾向にあり、委託通級については、県から改善を図るように口頭による指導を市が受け、本市としても学級や教室を併用しながら段階的に改善を図っていた。そして、平成27年に、特別支援教育の充実を図ること、さらに、見通しを持って、この解消を各学校で計画的に行うために、「平成28年度~平成30年度特別支援学級・通級指導教室の整備計画」を策定して進めてきた。この計画により、今年度までに新たに小学校7校に自閉症・情緒障がい特別支援学級を新設した。そして、現在の計画である平成31年度からの整備計画については、平成29年3月

に教職員数に関する法律の一部が改正され、「教員の確保が『教室』においても安定的に確保できる」という旨の通知が国から出された。「『教室』に教員が安定的につく」というのはどういうことかというと、「学級」の場合は、どの「学級」でも基本的に、一人でも児童生徒がいれば、必ず教員が配置される。しかし、「教室」に関しては、今までは安定的な配置ではなかった。我々としては、通級指導教室の「学籍の異動がない」という利点を活かすために、平成31年度~平成33年度の計画を策定していたところであった。

現在まで、この委託通級の解消を図ってきたが、解消が不十分であったところ、8月に国の会計検査院から千葉県に「委託通級は制度上、問題がある。」との指摘を受け、千葉県から本市へ指摘があった。そのため、今年1月に平成31年度からの整備計画について議決をいただいたばかりであるが、急遽、整備計画を変更し、改訂版を作成することになった。繰り返しになるが、委託通級を行うには学籍の異動が必要であった。これを、来年度からはできないという指摘を受けたということである。

来年度から、今現在指導を受けている子どもたちが、確実に指導を受けられるようにするためには、自校で学べるよう学びの場を確保し、今までどおり指導が受けられるようにするために、教員の確実な配置が必須になる。このことにより、計画していた通級指導教室は、教員の配置が不安定であるが、「学級」においては確実であるということを考慮し、「学級」を中心とする計画に変更するというものが、今回の改訂である。

資料1ページ目は、平成31(2019)年度~2021年度までの特別支援学級・通級指導教室の 整備計画の改訂版の案である。2021年度までのそれぞれの学校に、どのような「学級」・「教 室」があるのかを一覧にした。自閉症・情緒障がい特別支援学級を開設することにより、委託通 級の解消を図ることはもちろん、本来の学びの形である、自校で教育を受けることができ、また、 自校に学級があることで、保護者の送り迎えの負担をなくすことや通常学級の担任との連携も 取りやすく、児童生徒の個々の実態に合わせた指導を、より丁寧に行うことができると考えてい る。具体的には、6点ある。1点目は、袖ケ浦東小学校と東習志野小学校の「言語学級」を「言語 教室」に、予定どおり変更する。言語学級は、施設または人数の問題等もあるため「教室」にし、 どこからでも通える教室に変える。2点目は、向山小学校と大久保東小学校に、予定どおり自閉 症・情緒障がい特別支援学級を開設する。また、補足説明をすると、新計画の変更内容は、「学 級」を設置することは予定どおりであるが、元々設置していた「教室」も「学級」に変更するため、 資料において「変更箇所」としている。3点目、第五中学校と第六中学校については、知的学級 の開設を計画どおり進める。4点目、「学級」は、現状どおりそのまま維持するという変更をする。 5点目は、「学級」のない学校に「学級」を設置するよう、変更をする。6点目は、「教室」について は「学級」に変更するというものである。ただ、障がいの種類によっては、そのまま「教室」を維持 する場合もある。そして、計画の中で、鷺沼小学校に関しては、「学級」を開設することを視野に 入れていたが、人口増加のため、部屋がない。そのため、通級指導教室を開設することによって、 子どもたちの学びの場を確保することを考えている。以上のことを、この後、千葉県に要望して いく。

最後になるが、今後の習志野市の特別支援教育の充実を図り、人的配置も安定的で、本来の 学びの形である自校での教育、そして自校に「学級」があることの利点を考慮して作成した。今 後も、国の示している通級指導教室への教員の配置の進行も把握しながら、児童生徒数の実 態及び施設・設備などの条件を考慮して、弾力的に進めて行きたいと考えている、と概要を説明

古本委員

「教室」から「学級」にするということは、先生をそこに配置することになると思うが、人員配置は

県で行われる。人員の確保はもう出来ているのか、と質問

荒井指導課長

「学級」を開設するためには、そこで学びたいという子どもが一人でもいれば、必ず県から教員が一人配置される。そのため、現在、希望や状況を把握しながら進めているところである。子どもがその場所で学びたいということがあれば、必ず教員は配置される、と回答

古本委員

人員の問題はあまり考えなくて良いということがわかった。現在、特別支援学級や教室に通っている生徒たちに関して言えば、学区ではないところに送るという保護者の負担が減ると考えればよいか、と質問

荒井指導課長

現在、小学生に関しては、必ず保護者等の送り迎えをしてもらっている。今回、保護者対応を している中で、祖父母が送り迎えをしているという話も聞いた。自校に「学級」ができるという利点 を理解してもらっているところである、と回答

古本委員

保護者及び送り迎えをしている家族の方の負担は減ると考えれば良いことがわかった。おそらく、環境が変わることによって、生徒の反応は色々変わると思う。法律なので仕方ないし、話を聞く限り非常に良いことだと思うが、保護者の意見を聞いたり説明をしたりするなどしてほしい。状況が変わるということは、保護者にとってとても不安であると思うため、省くことなく丁寧に説明し、理解してもらえるよう、対応してほしい、と要望

荒井指導課長

現在も、そのことを意識しながら、総合教育センター職員にも協力してもらい、総動員で個々に対応している。今後の説明会の計画についても、校長会議を通じて教頭等に確認しながら、丁寧に進めて行く、と回答

貞廣委員

基本的には、会計検査院の指摘によって、子どもたちのニーズにより良く対応できるようなシステムになるという理解でよいか、と質問

荒井指導課長

そのとおりである、と回答

貞廣委員

これは1月定例会にも提出された議案である。1月の時点で、「『教室』でも人員対応ができるかもしれない」ということについては、「本当に定数がもらえるかどうかは危惧がある」という話をしたし、「『教室』という対応で、本当に子どもたちのニーズに十分に対応できるボリュームや専門性が確保できるのか」という危惧も述べた。やはり、蓋を開けてみると、相当危うい計画だったということだったと思う。特別支援教育は公教育の中でも最もきめ細やかに対応しなければならないことであるため、結果、良い計画が練り上げられたとしても、できればそのプロセスも適切であ

ってほしかったと思う。厳しい言い方をすると、見通しも甘かったし、検討も拙速だったということだと思う。ぜひ、これを今後の教訓にしてほしい。繰り返しになるが、公教育の中で最もきめ細やかに対応しなくてはいけないのが特別な配慮が必要な子どもたちだと思うので、確実に教員定数の配置を行い、それも、専門性の高い先生を定数として配置し、各校の特別支援学級で色々な配慮に対応できるような体制を、より良く整えてほしい。もう一つ、今回このような経過を辿り、少しもやが残るが、ピンチをチャンスに変えてほしい。例えば、「教室」がいくつか残るため、小学生の送り迎えをするサポートのスタッフを市でつけてほしい。本当はすぐにつけてほしいが、これを機会に保護者の負担を減らし、子どもたちのニーズにより良く応えて行けるようなシステムを、よりブラッシュアップしてほしい、と要望

荒井指導課長

まさに、1月の教育委員会会議において、委員から指摘をいただいていた。現在、まだ「教室」 があるので、それに関しては今の要望を踏まえ、検討を進めて行く、と回答

櫻井学校教育部長

委員の言うとおりだと思う。我々も、「教室」においても人員確保ができると鵜呑みしてしまったという事実は否めない。今回、その辺の事情がよく分かり、計画の変更をすることで、制度上はベターであると思う。しかし、これはベストではない。「教室」では人員確保の確約が出来ていないというのが実情である。今、ニーズを調査中であるため、「学級」・「教室」の人数はこれから出てくると思う。どこの市町村でもこのような計画は出ていると思う。人員配置は、どこの市町村でも対応できることではないため、市町村が一体となって千葉県に要望を出していきたいと思う、と回答

梓澤委員長

この件に関しては、市議会のやり取りも確認し、そのとおりと思われる内容であったように思う。 特に、保護者や学校現場を混乱させてしまったという面もあるようなので、単に計画の改訂版を 説明するのではなく、本日の説明のようにしっかりと経過も含めて、丁寧な対応をしてほしい。そ して、教育委員を含め、教育委員会全体で今日のことを今後に活かしていくことが必要と思うの で、よろしくお願いしたい、と要望

梓澤委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第32号は全員賛成で原案どおり可決された。

協議第1号 次回教育委員会の期日について協議し、平成30年10月24日(水)午後1時30分に決定された。

その他 小中学校へのエアコン設置について

(教育総務課)

三角教育総務課長

少しお時間をいただき、小中学校へのエアコン設置について、報告する。

現在開会中の市議会第3回定例会において、2020年夏までにエアコンを設置する旨、答弁し

たことについては、既にお知らせしたとおりである。現在は、整備手法等について、調査・検討を 進めている。大まかな手法としては、直接施工方式、リース方式、PFI方式の3方式で比較を行っているほか、設置教室、事業費等についても検討している。

現段階では、まだ具体的に御説明できる状況に至っていないが、できるだけ早く設置できるよう作業を進めているところであるため、教育委員の皆様にも、随時報告したいと考えている、と報告

<報告事項(3)及び議案第29号、第30号については非公開。 ただし、議案第29号及び第30号については、平成30年11月22日をもって 市長から議会へ提案されたため、会議録を公開とする。>

報告事項(3) 習志野市いじめ問題対策連絡協議会委員について (指導課)

荒井指導課長

習志野市いじめ問題対策連絡協議会委員について、概要を説明

報告事項(3)は了承された。

議案第29号 指定管理者の指定について(習志野市スポーツ9施設) (生涯スポーツ課)

柴野生涯スポーツ課長

議案第29号「指定管理者の指定について(習志野市スポーツ9施設)」について、説明する。

平成30年度末をもって、指定管理期間が満了となる本市スポーツ施設のうち、9つの施設に係る次期指定管理者の指定について、市長に申し入れをしようとするものである。このことについては、平成30年教育委員会第3回定例会において、「公募により選定する」こと及び「指定管理期間を5年とする」ことについて、報告した。

公募にあたっては、本年7月2日から8月15日までの間、募集を行い、1法人から申請があった。内容の審査、評価を行った結果、「公益財団法人 習志野市スポーツ振興協会」を指定管理者の候補者として選定した。

同法人は、スポーツ施設の管理運営並びにスポーツ振興に関する事業を展開し、市民一人ひとりが生涯にわたり親しむ豊かなスポーツライフの実現に寄与することを目的とした法人で、設立以来、本市におけるスポーツ施設の運営管理やスポーツ振興を実施しており、その実績を生かしたサービスが期待されるところである。また、提案内容から、専門的知識を持つ職員の配置や多様なニーズに応じたサービスの向上に努めており、さらには、経済的に安定した管理運営が期待できるなど、本市の求める水準を十分満たしているものと判断し、指定管理者の候補者として選定したものである。

なお、指定管理期間は、平成31年4月から2024年3月までの5年間とするものである、と概要を説明

梓澤委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第29号は全員賛成で原案どおり可決された。

三角教育総務課長

議案第30号「平成30年度教育費予算案(12月補正)について」は、今ほど説明があった議案 第29号に関連するものである。今回、提案する議案については、平成30年度12月補正予算と して、教育委員会会議にて議決後、市長に申し入れを行うものである。

概要については、資料を見ていただきたい。(1)債務負担行為については、先ほど提案した、 議案第29号の指定管理者の指定に係るもので、1番「習志野市スポーツ9施設指定管理料」は、 債務負担行為設定期間は、平成30年度から2023年度までの6年間、限度額は、委託料6億8 千787万円に、消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内とするものである。これは、平成3 1年4月より、習志野市スポーツ9施設の管理運営を指定管理者に委託するにあたり、指定管理者が安定し、計画的な運営を図るために、指定管理期間内の経費を担保すること、また、平成31年1月に「基本協定書」を締結予定であることから、今回、債務負担行為を設定するものである。

財源については、全額一般財源となる。以上が、12月補正として市長に申入れをしようとする ものである、と概要を説明

梓澤委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第30号は全員賛成で原案どおり可決された。

梓澤委員長が

平成30年習志野市教育委員会第9回定例会の閉会を宣言